

永平寺町にUターンするみなさまへ 奨学金の返還を 支援します！



最大7年間で

120万円

※100万円(5年間で)+子の誕生20万円(2年間で)

対象：2年以上永平寺町に住んだことがある人で、今後、永平寺町に定住する意思のある人

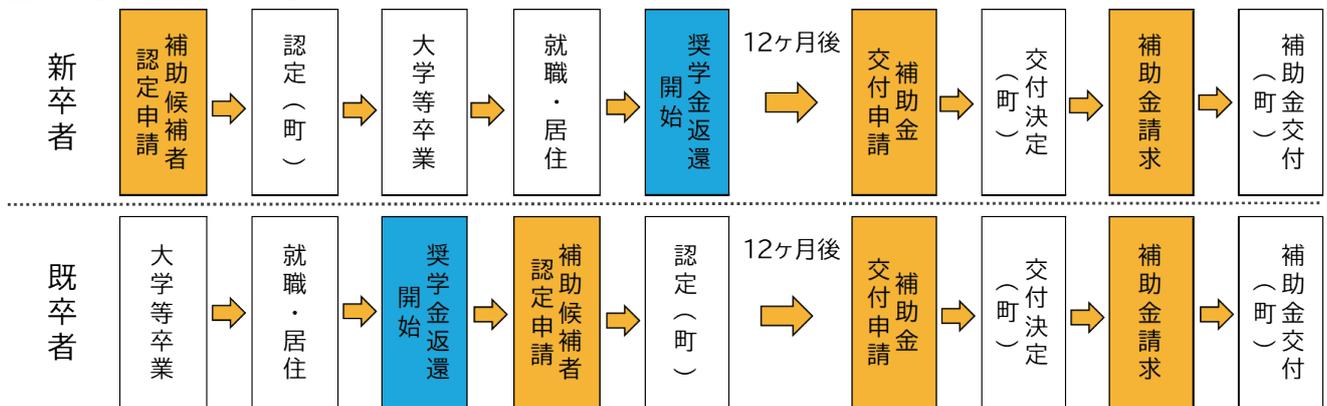
永平寺町内の企業に就職した場合
上限20万円/年
(最大5年間100万円を支援)

町外の企業に就職した場合
上限10万円/年
(最大5年間50万円を支援)

支援を受けるには

まず、補助候補者の認定申請を！

認定から交付までの流れ



補助候補者認定要件

- ① 補助候補者認定を受ける日の属する年度の翌年度4月1日に満30歳未満の人
- ② 奨学金の返還を予定している方または返還をしている人
- ③ 福井県Uターン奨学金返還支援制度の交付対象でない人
- ④ 過去に2年以上本町の住民基本台帳に登録されていた人
- ⑤ 認定申請を行う年度に大学等を卒業する見込みの人または認定申請を行う年度の前年度末までに卒業している人
- ⑥ 下記のいずれかの企業に補助金交付申請までに正規雇用される予定または正規雇用されている人(公務員を除く)
 - ア 福井県内に本社、本店がある企業(自ら事業を営む者を含む)
 - イ 永平寺町企業立地促進条例に基づく適用認定などを受けた企業
 - ウ 永平寺町と連携協定を締結している企業
- ⑦ 補助金の交付を初めて申請する日から5年以上本町に定住する意思がある人

■ 認定申請 ※次の書類を提出してください

新卒者

- ①在学証明書
- ②奨学金貸与証明書またはこれに準ずるもの
- ③住所変更の履歴を証明する書類(戸籍の附票等)

既卒者

- ①大学等を卒業したことを証する書類
- ②奨学金貸与証明書またはこれに準ずるもの
- ③住所変更の履歴を証明する書類(戸籍の附票等)

対象となる奨学金は？

独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金、福井県奨学育英基金が貸与する奨学金が対象

大学等とは？

学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校(第4学年および第5学年に限る)、専修学校(専門課程に限る)をいう

■ 補助金の交付申請要件

- ①補助候補者の認定を受けた人
- ②本町に住所を有している人
- ③奨学金の返還を滞納していない人
- ④次に掲げるいずれかの企業に正規雇用されている人
 - ア 福井県内に本社、本店がある企業(自ら事業を営む者を含む)
 - イ 永平寺町企業立地促進条例に基づく適用認定などを受けた企業
 - ウ 永平寺町と連携協定を締結している企業
- ⑤町税等を滞納していない人
- ⑥奨学金返還に関する支援制度を利用していない人



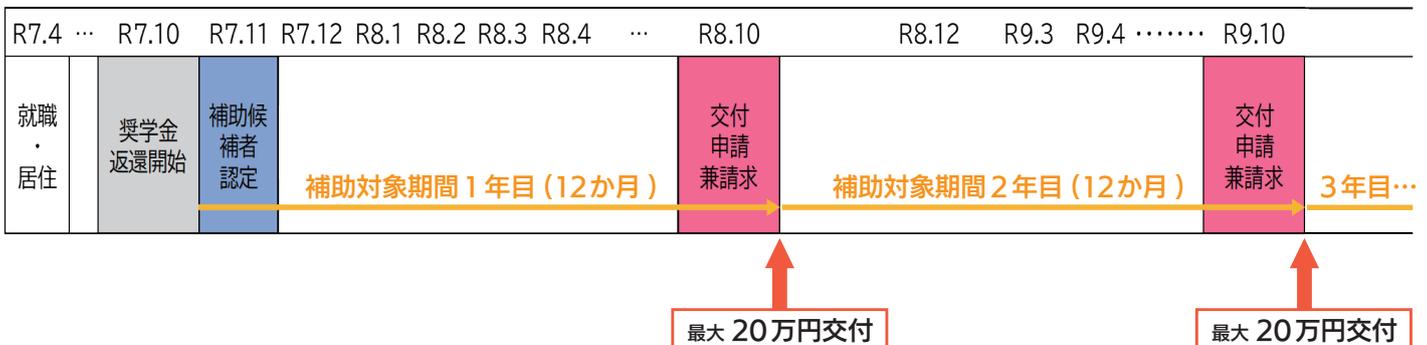
■ 補助金交付申請 ※次の書類を提出してください

- ①住民票の写し
- ②奨学金返還証明書またはこれに準ずるもの
- ③就労していることを証明できる書類
(就労証明書、確定申告書の写し、開業届等自らの業を営むことを証する書類等)
- ④町税の納税証明書
- ⑤誓約書
- ⑥大学等を卒業したことを証する書類(新卒者で初回申請時のみ)



例えば・・・

令和7年3月に県外大学を卒業し、4月から永平寺町にUターン居住、永平寺町内に本社を有する企業に正規雇用されている場合



問合せ

永平寺町えい住支援課
福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4

TEL: 0776-61-3922
E-mail: eijyu@town.eiheiji.lg.jp